

財 関 第 731 号
平成 25 年 6 月 24 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

大臣官房審議官兼関税局長心得 石原 一彦

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 25 年 7 月 1 日（ただし下記第 3 については平成 25 年 9 月 1 日、第 9、第 10 及び第 11 については平成 25 年 10 月 1 日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税定率法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 関税暫定措置法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 特例法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 5 外国貿易等に関する統計基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 5 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 6 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

1. 税関様式C第1005号を別紙6-1のように改める。
2. 税関様式F第1040号を別紙6-2のように、F第1050号を別紙6-3のようにそれぞれ改める。
3. 税関様式C第5656号を別紙6-4のように、C第5856号を別紙6-5のように、C第5644号を別紙6-6のように、C第5844号を別紙6-7のように、改める。

第7 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 税関官署の開庁時間について（平成20年3月31日財関第348号）の一部を次のように改める。

1. 東京税關における税關官署の開庁時間についてを別紙8-1のように改める。
2. 横浜税關における税關官署の開庁時間についてを別紙8-2のように改める。
3. 名古屋税關における税關官署の開庁時間についてを別紙8-3のように改める。
4. 門司税關における税關官署の開庁時間についてを別紙8-4のように改める。

第9 関税法基本通達の一部を次のように改める。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第10 関税暫定措置法基本通達の一部を次のように改める。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第11 税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）の一部を次のように改める。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。